

自主共済制度の保険業法の適用見直しを求める意見書

第162通常国会で成立し、2006年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」(以後、「保険業法」)によって、知的障害者やPTA、開業医などの各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営してきた共済制度(以後、「自主共済制度」)が存続の危機に追い込まれています。

保険業法の改正の趣旨は「共済」を名乗って不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらしたいわゆる「ニセ共済」を規制し、消費者を保護することが目的でした。

しかし、当初の趣旨が保険業法とその政令で規定の趣旨で大きく逸脱し、自主共済制度も保険会社に準じた規制を受けることとなりました。その結果、制度の存続が困難な団体は廃止・解散を迫られ、制度からの脱落を余儀なくされる団体が続出するなど深刻な事態になっています。

そもそも「共済」は、団体の目的の一つとして構成員の相互扶助のために創設され、日本社会に深く根を下ろしてきました。仲間同士の助け合いを目的に、自主的かつ健全に運営してきた自主共済制度は、利益を追求する保険業とは全く異なります。その自主共済制度を保険会社と同列に置き、株式会社や相互会社を設立しなければ運営できないようになります。一律かつ強制的な規制と負担の押し付けは、多くの自主共済制度を廃止に追い込むことになります。これは、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした改正の趣旨にも反するばかりか、憲法が保障する「結社の自由」「団体の自決権」を侵害することになります。

以上のことから、下記の事項を速やかに見直し、改善されるよう求めます。

記

○自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月22日

多可町議会議長 山口達三

議院議長 河野洋平 様
参議院議長 江田五月 様
内閣総理大臣 麻生太郎 様
財務大臣 中川昭一 様
厚生労働大臣 外務要一 様

多可町議会で採決された自主共済適用除外を求める意見書

—会員向け融資制度のご案内—

運転資金の補充には

運転資金

500万円・5年返済
変動金利型 2.050%

居住用住宅の購入には

住宅資金

1億円・35年返済
変動金利型 2.075%

子弟の医学資金には

子弟教育資金

2,000万円・10年返済
変動金利型 3.050%

●上記利率は、すべてみなと銀行の場合です(2008年12月22日改訂)。

その他の取扱金融機関は、但馬銀行、尼崎信用金庫、姫路信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、中兵庫信用金庫です。

●社保・国保の振込指定が必要です(片方指定の場合は0.2%上積み)。

●住宅資金は一部固定金利型も選択可能です。

●融資実行時に斡旋手数料を借入金より差引きます。

●現在の金利等については、融資部(078-393-1817)までお問合せください。

北播支部が提出していた「自主共済制度の保険業法の適用見直しを求める意見書」が、2008年12月22日の多可町議会で全会一致で採択された。三木市、小野市、加東市、加西市、西脇市の各市議会ではすでに昨秋までに採択がなされており、多可町をあわせ北播五市一町すべてで採択されたことになる。

2006年4月一日施行の「新保険業法」により、開業医、知的障害者、PTAなどの各種団体が運営してきた自主共済制度が大幅に規制された。協会の休業保障制度も、この影響により現在新たな加入受付を停止している。

そもそも、「新保険業法」の趣旨は、共済を名乗つて利潤追求のために不

定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧説を行つて被害を与えたいわゆる「ニセ共済」業者を規制し、消費者の保護を図る点にあった。しかし、この「新保険業法」により各種自主共済までが保険会社に準じた規制を受けることとなつた結果、自主共済の存続が

困難となつた団体は廃止や解散に追い込まれ、また制度からの脱退を余儀なくされる加入者も続出している。今回規制の対象となつた自主共済は、特定の団体構成員の相互扶助のために設けられ、長年にわたり健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いの制度であり、このような自主共済を「ニセ共済」と同様に取り扱つて規制することは明らかに法の趣旨に反する。

一律かつ強制的な規制をやめさせ、加入者の生活と健康、いのちを守つて

きた自主共済制度を「新保険業法」の適用除外とすることが求められている。

北播支部ニュース

2009.02発行

118号

〒650-0024
神戸市中央区海岸通1-2-31
神戸フコク生命海岸通ビル5階
電話 078-393-1817

兵庫県保険医協会北播支部

世話人会だより

【インフルエンザについて】

◇タミフル耐性の患者が来診している。これまでタミフルを投与すれば2日ほどで熱が下がっていたが、5日経っても熱が下がらない。

◇子どもへのタミフル投与は死亡例があるので慎重にしているが、患者や親への説明に時間がかかる。

◇予防注射の料金が医療機関によって異なるため説明を求める患者もあり、余計な手間や誤解を生んでいる。

- ◇予防投与と称して保険診療でタミフルを処方している医療機関があるがいかがなものか。
- ◇リレンザは大手調剤薬局が買い占めており医療機関に回ってこない。患者が来たらどうしようかと戦々恐々としている。

【その他日常診療について】

◇外来管理加算5分ルール、初再料夜間早朝等加算などで、医師はもちろん職員も余計な労力を要している。みんな感じていることだろうが、会員意見の交流ができないだろうか。

◇在宅療養支援診療所を届けているが、二十四時間対応の訪問介護ステーションと組むのが一番進めやすい。ケアマネージャーに言えば訪問介護ステーションを探すことができるが、二十四時間対応の訪問介護ステーションがない自治体もある。

◆北播世話人会にご参加を◆

日時 2009年2月18日(水) 午後7時30分~

会場 小野市加東市医師会館

*日常診療の工夫、ホットな医療情報にもどづく意見交換ほか、ザックランな集まりです。

支部会員の皆様の参加大歓迎!

参加の連絡は、FAX078-393-1802 山田まで

医療法改定で「医療安全管理対策」がすべての医療機関に義務化!

(兵庫県保険医協会 北播支部 研修会のご案内)

外来での医療安全管理対策

(医科・歯科共通)

●日 時 三月二十一日(土)午後3時～4時30分

●会 場 小野市うるおい交流館エクラ 一階会議室

小野市中島町七十一番地 電話0794-62-5080

<http://www.eclat-hall.com>

●講 師 高砂市民病院 看護課長 後藤 元子 氏

●参 加 費 お一人一千円(受講者には受講証を発行します)

●定 員 七十人(参加ご希望の方は事前予約をお願い致します)

※当日、医療法で義務化された指針の策定等の内容を解説した、保団連発行の「医療安全義務化等への対応(医科・歯科共用)」冊子を販売します(1冊五百円)。

二〇〇七年四月の医療法「改定」により、すべての医療機関に①医療安全、②院内感染対策、③医薬品安全管理、④医療機器安全管理の体制確保が義務付けられました。その中で、特に④医療安全管理対策に関しては、事務職も含めた職員、従業者の研修を年二回程度実施することが求められています。職員・従事者研修については、無床診療所(医科・歯科)の場合は、外部研修でも認められることから、支部で研修会を企画しました。

「医療安全管理研修会」として開催し、医療機関宛と参加者個人宛に受講証を発行致します。ぜひご参加下さい!

職員のみなさまとお誘い合わせのうえ
是非ご参加ください

お問い合わせは、協会事務局の石本・山田まで(TEL 078-393-1817)

